

別紙標準様式（第7条関係）

会議録

会議の名称	第3回 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議
開催日時	平成23年11月18日(金) 17時10分から 19時35分まで
開催場所	別館4階 第2委員会室
出席者	安藤座長・佐賀枝委員・今西委員・田尾委員・高橋委員・ 岸本委員・清水委員
欠席者	なし
案件名	案件1 運営法人の応募状況について 案件2 運営法人の選考方法について 案件3 運営法人選考審査
提出された資料等の 名称	資料1 枚方市立小倉保育所民営化に係る運営法人応募状況に ついて、資料2 選考に係る基準点について(案)、資料3 選 考審査の手順について(案)、資料4 枚方市立保育所民営化に かかる運営法人選考会議選考審査表<仮審査表>、資料5 運営 法人選考審査(プレゼンテーション)について、枚方市立小倉保 育所移管に係る提出書類
決定事項	選考に係る基準点について、全体の平均とした場合(100点換算 で50点)とする事を確認した。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	枚方市情報公開条例第6条第3号、6号に規定する非公開情報が 含まれる事項について審議・調査等を行うため非公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	非公開
所管部署 (事務局)	福祉部子育て支援室

審 議 内 容

座 長：定刻となりましたので、枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議を始めます。
それでは、事務局から本日の会議について、説明をお願いします。

事務局：初めに、本会議の委員の出席状況ですが、本会議は委員7人で構成され、本日は委員7人全員出席されておられますので、本会議が成立をしていることをご報告いたします。続きまして、本日の配布資料についてご説明いたします。

次第。

資料1といたしまして、枚方市立小倉保育所民営化に係る運営法人応募状況について。

資料2といたしまして、選考に係る基準点について（案）。

資料3といたしまして、選考審査の手順について（案）。

資料4といたしまして、枚方市立保育所民営化にかかる運営法人選考会議選考審査表<仮審査表>。

資料5といたしまして、運営法人選考審査（プレゼンテーション）について別添で、枚方市立小倉保育所移管に関わる提出書類
以上でございます。

なお、本日の資料の資料1から5につきましては、選考に関する情報が含まれておりますので、会議終了後、事務局の方で、フラットファイルに綴じて、保管させていただきますので、会議終了後はフラットファイルと書類を机の上に置いたままにさせていただきますようお願いします。

続いて、本日の案件につきまして、次第に従いご説明いたします。

案件1といたしまして、運営法人の応募状況について

案件2といたしまして、運営法人の選考方法について

案件3といたしまして、運営法人選考審査について

以上でございます。

座 長：それでは、会議を進めてまいります。

案件（1）の運営法人の応募状況について事務局から説明をお願いします。

事務局：それでは、資料1の枚方市立小倉保育所民営化に係る運営法人応募状況についてをご覧くださいませでしょうか。

1の応募期間は、平成23年10月7日（金）から11月11日（金）まで行いました。2の受付申込期間は、平成23年11月7日（月）から11月11日（金）までの1週間でございます。3の応募方法は平成23年10月7日に市のホームページに募集要項を掲載するとともに、本市内で応募資格のある社会福祉法人30法人に応募要項をFAXで送付しました。4の応募法人数は1法人で、5の応募法人名等につきましては、社会福祉法人上島会で、市内で運営する保育所名は牧野保育園でございます。案件1

のご説明は以上でございます。

座 長：ただいま、事務局から説明がありましたが、この件について、何かご質問はありませんか。事実報告ということですので、これでよろしいでしょうか。

それでは、案件（2）運営法人の選考方法について、事務局の説明をお願いします。

事務局：それでは、資料2の選考に係る基準点について（案）をご覧くださいませでしょうか。

前回の会議においてご質問もあったのですが、応募法人が1法人でございましたので、その場合は枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項（平成25年4月1日移管分）で「10. 選考及び決定等」の「(4) 応募法人が1法人の場合、選考会議において採点を行い、別に定める基準点を満たしていることを条件に選定します。」としております。このように1法人であっても選考していただくということになっておりますので、これから皆さんにその選考方法についてご検討していただきたいと思っております。

まず1の選考基準の概要につきましては、前回の会議で資料4のとおり項目と配点についてご確認いただきましたが、この資料4は後ほど書類審査の時に同じものを配布させていただきます。資料2にお戻りください。①の評価項目でございますが、1番から46番まで番号を振っておりますが、評価項目総数としては48項目で、そのうち確認事項として39項目、提案事項として9項目ございます。それぞれの配点の考え方といたしましては、確認事項につきましては確認事項を満たしている場合は1点、確認事項を上回る場合は2点、逆に下回る場合は0点というように採点をしていただきます。また、提案事項につきましては、実現可能な提案である場合は1点、実現可能でかつ提案が優れている場合は2点、提案がない場合は0点というように採点させていただきます。また、満点は確認事項及び提案事項が全て最高点の場合、94点になります。また、確認事項が全て1点で提案の無い場合は41点となります。なお、資金面の項目であります4番のみは3倍の点数で評価していただくこととなります。

そうした中で募集要項の別に定める基準点について、2の基準点の考え方（案）として以下のとおり2案を事務局の方からお示しさせていただいております。まず、案1についてですが、基準点の考え方として全体の平均点とした場合、確認事項はすべて1点以上を上回っていることとなります。先ほど、確認事項を全て満たしている場合は41点とご説明しましたが、47点というのは全体を100点満点とした場合50点となるわけですが、今回、満点が94点ですのでそれを半分にした場合で47点ということにさせていただいております。続きまして案2ですが、これは確認事項のみ1点以上の場合で41点、100点満点に換算した場合は44点にあたるということをかっこ書きで参考に示させていただいております。

この2案でございますけれども、下に参考で記載しておりますけれども本市における他の選考委員会の事例といたしまして、枚方市指定管理者選定委員会がございます。

これは指定管理制度として市の施設を市に代わって維持管理を民間法人に代行していただく制度でございます。この選定委員会の中では基準点が300点であり、これは全委員数が6人ですので、全員が満点の場合600点となりますので、その半分の300点を超えている場合は基準点を満たすということで選考させていただいているという事例がございます。また本来は、募集要項の中の要件を満たしているということを条件に選考していただくということが一番でございますが、要件を満たしているということであれば案2ということになるのですが、事務局といたしましては全体の平均とした案1の47点を基準点としていただければというように考えております。

また、資料3を見ていただけますでしょうか。実際の選考審査の流れにつきましては前回、第2回の会議でもご確認いただきましたが、大きな流れは変わっておりません。約1か月がたっておりますので、再度ご確認という意味でご説明させていただきます。まず大きな四角囲みの1番、書類審査でございます。これは、本日この後行っただけで手順でございます。その下に大きな四角囲みの2番、プレゼンテーションでございます。さらにプレゼンテーションが終わりましたら3の運営法人の選考となりますが、これは実際に運営法人を決定する最終段階になります。選考が終わりましたら、最後に委員会の方で報告書という形でまとめていただくこととなります。その流れで順を追ってご説明させていただきます。

まず一番初めの書類審査でございます。一番上に提出書類の説明ということで、事務局から提出書類の内容についてご説明させていただきます。それから選考審査表（仮審査用）ということで、先ほど見ていただきました資料4に基づきまして、法人の提出書類を選考基準に基づき審査し、選考審査表（仮審査用）に採点を記入していただきます。その際、不明な点につきましては適宜ご質問いただき、専門分野の委員や事務局が意見や見解を述べさせていただきます。それが終わりましたら、選考審査集計表（仮集計）ということで、皆様が採点いただきました選考審査表（仮審査用）を事務局の方で仮集計させていただきます。仮集計表を配布いたします。それに基づき、皆さんで意見交換をしていただき、ご不明な項目や基準点を満たしていない項目等について、意見交換をしていただければと考えております。なお、ご不明な点等につきましては一覧にまとめ、事務局の方からプレゼンテーションの際に法人に一括して確認をさせていただきます。また、その際に委員の皆さんから直接このようなことについて法人に聞いてみたい、というようなことがありましたら、聞いていただけたらと思っております。

なお、必要があれば意見交換後に先につけていただきました選考審査表（仮審査用）を修正していただくことは可能でございます。書類審査はこのような内容で進めさせていただきます。書類審査が終わりましたら次に、プレゼンテーションに移ります。これは12月18日を予定しておりますが、選考審査表（仮審査用）を再度つけていただくこととなります。これはプレゼンテーション終了後に採点していただきまして、各委員にはまた別途お配りいたします選考審査表（仮審査用）にご記入いただきます。なお、プレゼンテーションの途中で既にご記入済みの項目の修正をしていただくことは

可能でございます。その後再度、事務局の方で選考審査集計表（仮集計）にまとめさせていただきます。各委員の採点を仮集計したものを配布いたしますので、その上で再度意見交換をしていただく予定でございます。その後、3運営法人の選考という段階に入っております。選考審査表（本審査用）を用いまして、最終的には本審査表に採点をさせていただくことになります。各委員の採点が終わりましたら事務局の方で本審査表を集計しまして選考審査集計表という形でご配布させていただきます。この時点で選考審査集計表の結果が基準点合計、各委員の合計が仮に案1であった場合には47点に全委員数の7をかけた点数が329点になりますので329点以上を満たしている場合は法人を決定していただくこととなります。なお、その際他にご意見がある場合は報告書に付帯意見という形でまとめさせていただければと考えております。

なお、条件を満たしていないとなった場合には、点線の囲みで記載しておりますが主に乖離の大きな項目を中心に意見交換をしていただきたいと思いますと考えております。その後運営法人の再選考という形で再度審査をしていただきたいと思いますと考えております。主に乖離の大きい項目を中心に意見交換を行っていただいた後に運営法人の再審査を行っていただきまして、その際に再度条件を満たしていないということになった場合には前回に複数の法人の応募があった場合の事例でご確認いただきました考え方と同様に、過半数の委員が基準点を満たしていれば法人を決定させていただくという形で進めさせていただきたいと考えております。その後、報告書という段階になりますが、ご審議していただいた内容や意見交換で出された意見の中で法人の方に伝えていきたいというものを付帯意見として報告書の中に記載させていただいて報告書としてまとめていきたいと考えております。以上で選考に係る基準点と選考の手順についての説明を終わらせていただきます。

座長：ただいま、事務局から説明がありましたが、この件について、何かご質問はありませんか。

それでは、一点、資料2の基準点の考え方について案が出されておりますが、案1の47点、100点でいえば50点、全体の平均とした場合ということで、この方法でよろしいでしょうか。

委員一同：はい。

座長：それでは、案1の方を採用したいと思います。選考手順についても説明がありましたがよろしいでしょうか。

委員一同：はい。

座長：それでは次に、案件3の運営法人選考審査について、事務局から説明をお願いします。

す。

事務局：それでは、運営法人の選考審査についてご説明いたします。本日は、書類審査になります。まず、応募がありました法人の書類審査を行っていただきます。

審査の手順につきましては、先ほど説明いたしました手順により、法人から提出のありました、お手元のファイルに綴られている書類内容を審査していただきます。委員の皆様には、これから仮審査用の選考審査表を配付させていただきます。

本日の書類審査に先立ちまして、去る11月14日の午後1時から応募法人の経理等の経営状況について、委員にお時間を取っていただき、事前に書類を見ていただいていることを報告いたします。後ほど、書類審査の中で、委員から関係箇所についてご意見をお聴きする予定です。

書類審査につきましては、選考基準の番号の1番から順に確認事項、提案事項について、提出のありました記載内容を確認していただき、採点していただきます。内容等で不明な点等がございましたら、適宜、ご質問していただき、専門分野の委員からの見解を聞いていただいたり、事務局から説明をさせていただきます。

また、直接、法人に確認しないとわからないような点につきましては、本日、ご指摘いただければ、次回、プレゼンテーションの際に、事務局からまとめて質問させていただきます。また当日委員の皆さまから直接ご質問していただいても構いませんので、よろしくお願いいたします。全ての採点終了後、事務局で各委員の採点結果を仮集計表に集計し、集計結果について各委員からご意見をお伺います。

それでは、ただいまから書類審査を始めさせていただきます。お時間をいただきまして書類の方を配布させていただきます。

(選考審査表<仮審査用>配布)

ただいまお配りさせていただきましたのは先ほど資料4でご確認いただきましたものと同様でございます。右下のところに委員のお名前を書いていただくところがございますので最後、採点をし終えた段階でご記入をお願いいたします。

それでは、ただいまお配りさせていただきました仮審査表の番号1から順番に資料の内容をご確認していただきながらご説明させていただきますので、採点をしていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それではお手元の枚方市立保育所民営化にかかる運営法人選考会議選考審査表<仮審査表>を見ていただきまして、一番左の番号の1番から順にご説明させていただきます。また、ファイルの説明もさせていただきます。ファイルの方は表紙を開いていただくと書類がたくさん綴られていますが書類にはインデックスを付けておりません。まず1枚目に目次がございます。目次の後に書類があるわけですが、青色のインデックスは目次の右端の付箋番号という欄に1番から13番までとaからdまでの番号が振られておりますが、これが青枠のインデックスの番号と同じものです。

次に赤枠で1番から46番までの数字を付けております。これが仮審査表の1番から46番までの項目と一致しております。順に赤枠の何番という形でご説明してまいりますので、内容をご確認いただきましてその内容を順に事務局の方で読みあげさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは選考審査に入らせていただきます。番号1は確認事項になります。確認いただく内容としまして、設立目的・経営実績、組織の状況及び運営方針の具体的な説明がなされているか、申請時において、保育所の運営実績が10年以上あるかといった点でございます。こちらの確認でございますが、目次を2枚めくっていただきますと赤枠の1番、青枠で様式1というのがございます。様式1の保育所運営申込書こちらの中段以降に法人設立年月日という欄がありますのでご覧いただけますでしょうか。昭和57年3月31日に法人が設立されまして、保育所につきましては「牧野保育園の開設年月日が昭和58年4月1日」と記載されております。ですから今年で28年になります。民営化される再来年ではちょうど30年ということになります。ですから10年以上ということが確認できます。

続きまして青色の様式3というのがございます。もしくは赤枠で1番がついた様式3経営方針・保育所運営方針をご覧ください。この中で経営方針を具体的に記入してくださいという内容ですが、「保育所を利用する児童や保護者が安心して安定した生活の安全な生活の場が確保できるように、健全な育成に寄与します。保育所は、多くの税金が使用され運営されている施設です。合理的な経営を行い、積立貯金を貯えられる場合は、確実に積み上げる。ただし、ニーズに合った経営を行い必要であれば、この事業の安定した運営を行うために、必要な財源・人材・物の確保を計画的に行い必要に応じ投入する。様々な状況の変化に順応し、常に保護者より選ばれる施設を目指す。また社会福祉法人として、地域に貢献することを常に心がける。」とされています。なお、その下の保育所運営方針についても具体的に記入してくださいという項目でございます。こちらでは、「基本方針「心身ともに健康な明るい子ども」保育方針は、「保育所保育指針」に依拠して、職員が保育に臨む基本姿勢にあたっては、子どもや家庭に対してわけへだてなく保育を行い、人権を尊重しプライバシーを保護することを第一義とする。」

また、「常に児童の最善の幸福を願うために保護者からの意見や要望があれば真摯に傾聴し、不明なところがあれば平易に説明をして、よりよい保育のために努力研鑽することを基本とする。

1. 子どもの健康と安全を基本にして保護者の協力の下に家庭養育の補完を行う。
2. 子どもが健康安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図る。
3. 豊かな人間性をもった子どもを育成する。
4. 乳幼児などの保育に関する要望や意見、相談に際しては、解りやすい用語で説明をして、公的施設としての社会的責任を果たす。

子どもたちは、さまざまな経験を通して育っていきます。その多くの機会を与えられ

るように保育所では、様々な取り組みを行っていきます。乳児クラスは、養護を基本としながら五感を育てるため、楽しみながら感触あそびやごっこあそび・造形あそびをおこないます。幼児クラスは、養護と教育のバランスのとれた保育を目指し、遊びの延長から子どもたちが想像力や主体性を身につけ、少し難しい事に挑戦することにより、友だちと励まし合い努力して達成する喜びを体感していきます。

子どもたちが『思いやり』を持つことの大切さを育てるよう保育者が配慮をおこなう。」という内容になっております。

また、参考資料として添付しております青枠の 11 番がございます。こちらの方を見ていただくと、社会福祉法人 上島会の定款がございます。この定款の中で目的の第 1 条のところで法人の設立目的が書かれております。また、第 3 条では経営の原則ということで法人の経営原則が書かれておりますのでご参照していただければと思います。以上が提出書類の該当箇所となりますので、確認していただく内容がどうかということで採点をしていただければと思います。

このように 1 項目ずつ随時採点していただきながら進めてまいりたいと思いますので、説明させていただいた内容で不明な点等がございましたら挙手していただきましたら、わかる点につきましてはご説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

座 長：よろしいですか、今の形で。それでは続けてお願いします。

事務局：それでは番号 2 の説明をさせていただきます。番号 2 につきましても確認事項でございます。応募の動機や目的が市の民営化方針を踏まえ示されているかといったことをご確認していただくこととなります。その確認資料といたしましては様式 2 となりますので、青枠の様式 2 もしくは赤枠の 2 番の資料をご覧くださいませでしょうか。応募に至る動機・目的ということでまとめられております。「社会福祉法人上島会は、昭和 57 年 4 月に定員 90 名の牧野保育園を設立致しました。「子ども一人ひとりを大切に、保護者からも信頼され、地域に愛される保育園をめざす」を保育理念とし、今年で 30 年目を迎えます。これまで、職員一人ひとりが保育理念を守り地域に貢献してきました。長年の経験を生かして、今後ますます多様化すると考えられる保育園の要望に充分対応できることが社会福祉法人 上島会には備わっていると考えます。また、2ヶ所での保育所の運営を行うことが、研修などで交流することにより、互いに保育士の資質の向上に役立ち、保育の水準及び内容を高めることができると考えます。今回「小倉保育所保護者一同の民営化にあたっての提言書」を読ませて頂き、保護者から信頼され、愛されている保育所だと感じました。」

今回「小倉保育所保護者一同の民営化にあたっての提言書」、こちらにつきましては補足説明をさせていただきます。以前に小倉保育所の保護者会から民間保育所に提言書という形でご提出されたものでございます。

また、続きとして「まずは、小倉保育所の現在の保育内容を引き継いだうえで、牧

野保育園の良いところや好評な内容について、保護者会とも話し合いながら取り入れて行きたいと思います。牧野保育園の園舎も 30 年目を迎え、近い内での建て替えを考慮して、節約や改革を行い積立資金を蓄えてまいりました。しかし、子どもたちに「物を大切にしましょう」と教えている保育園が、まだまだ使える園舎の建て替えを行うのもどうかと考え直しました。小倉保育所も 30 年近くたち、両園とも修繕費や設備に金額が嵩むと思われませんが、蓄えた資金を流用し、より良い施設になるよう努力します。資金も持っているだけではもったいない、資金を流用し社会に役立てることが、社会福祉法人としての役割であると考え、応募いたしました。」とされております。

座 長：はい、何かご質問ございませんでしょうか。

一点だけ確認ですが、様式 1 の方の運営保育所の開設時期の方が昭和 58 年になっています。それで、こちらの様式 2 の方が 57 年になっているのですね。法人の設立が 57 年の 3 月 31 日なので、おそらくですが 57 年なのかと思いますが、1 年間遊ばせているわけではないでしょうし、この辺りはいかがですか。

事務局：この法人については新規に保育所をするために法人を設立されたと思われるので、通常は設立されたすぐ後に保育所が認可されるという経過をたどりますから、これはまた後ほど確認してご報告させていただきますが、おそらく 57 年の方が正しいのではないかと考えられます。

座 長：はい、ありがとうございます。他に何かございますか。

委 員：後ほど経営状態ですとか、設備資金のお話が出てくると思いますが、今回この牧野保育園さんが 30 周年を迎え、建て替えのために積立金を貯めてきていただいたとなっていますけれども、後ほど資金の確保として修繕積立金の一部を取り崩して充てるということになっていますが、30 年建物を使って、まだまだ使えるから使うとおっしゃっているのですが、建物は大事なお子様を預かって保育をされるのに大丈夫なのかと思ひまして。そういった面では問題はないのでしょうか。

事務局：牧野保育園の建物の構造は今資料がありませんので、はっきりとはわかりませんが、鉄筋コンクリートの建物ではないかと思われまます。

参考資料の 12 をご覧いただけますでしょうか。保育の基本編などをつけていただいております。その中に入園のしおりがございまして、その中の後ろから 2 枚目のところに社会福祉法人 上島会 牧野保育園の沿革が載っている資料がございます。建物の平面図が記載されているもので、ここに鉄筋コンクリート造と書いてありますが、57 年 4 月開設ということですから耐震基準については新しい基準で建てられた施設ということですので、耐震面での安全性は一定確保されていると思われまます。また、

この間 30 年近く経っておりますが、必要な修繕についてはその都度保育園の方で対応していると思われしますので、特に今の施設が危険であるといったような問題はないと思います。

委員：なるほど、あと杞憂だと思いますが、取り崩してこちらに回されるとおっしゃっていましたが、新しい保育園をしたいがために取り崩すということで理屈をつけておられるのではないかとちょっと心配になったもので、それだけお聞かせいただきました。問題がないのであれば結構かと思えます。

座長：他にございませんでしょうか。

事務局：今の資料の沿革のところ昭和 57 年 4 月 1 日と書いておりますので、様式 1 の日付については書き間違いで 57 年が正しいと思われまます。こちらにつきましては保育園の方に指摘させていただきまして、間違いということであれば差し替えをさせていただきますのでよろしく願いいたします。

座長：それでは、次に進んでいただいてよろしいでしょうか。

事務局：続きまして番号 3、過去 3 年間の経営状態が安定しているか、あわせて番号 4、保育所整備資金が確保できているか、保育所運営のための運転資金が確保できているかといったところで専門的な分野になりますので、前回選考会議で委員に事前に見ていただくことをご協議いただきましたので、11 月 14 日に委員に事前に審査いただいております。それでは、委員から法人の経理関係についてご説明をお願いしたいと思いますので、よろしく願います。

委員：それでは簡単にご説明させていただきます。3 年分の決算書を付けていただいておりますが、まず直近のところを見ていただきたいと思えます。資料でいいますと青枠の 5 番のところを見ていただきたいのですが、2008 年 4 月 1 日から 2009 年 3 月 31 日の分がありますが、その後ろの方に下がっていただくと、2010 年度、2011 年 3 月 31 日現在の貸借対照表というものがございませす。青枠 6 番から 6 枚前に戻っていただいたところす。

まず、私が拝見させていただいて、財務分析というものをさせていただいたのですが、まず 1 点目として財務安定性という立場からチェックをさせていただきました。他にも色々な財務分析の手法はございませす、財務安定性というのは簡単に言うと潰れにくいかどうか、安定しているかどうかというのをチェックするためのものです。他にも成長性を分析するとか、利益率、収益性を分析するといった色々な手法はあるのですが、この度は社会福祉法人、第 2 種社会福祉事業をされていらっしゃるということで営利企業ではないという前提でございませすので、新しい保育園を任せて大丈夫

かという観点から安定性、すなわち財務基盤がきちりしているかという観点から拝見させていただきました。

まず見方ですけども、数字的にちょっと難しくなるのですが、向かって左上に科目名というのがございまして、そこから二つ下、資産の部に流動資産というのがございます。流動資産と申しますのは一言で言いますと3月31日現在から1年以内に入金、又は現金になる資産、これを流動資産といいます。次に反対の右側をご覧になっていただきたいのですが、負債の部というのがございます。その下のところに流動負債というものがございます。負債というのは簡単に申しますと借金ということになります。お金が出ていく分ということですが、流動負債というのが流動資産に対応するものになりまして、1年以内にお金が出ていこうという項目が記載されているのがこの流動負債ということになります。3月31日直近の決算時点におきましては、現金だったり、預金の短期的な支払い能力という点で見ていきますと非常に高いと思います。短期的なお金の出金予定、何か急に大きなものがあっても大丈夫だろうと思われれます。流動資産の方も拝見しましたが、ほとんどが預金や現金といった、すぐにお金になるものですので、この項目についても問題はないかと思われれます。

続きまして2つ目の観点ですけども、よくニュースなどでもいわれます自己資本比率というものを使って分析させていただいたのですが、次ページの右側、一番下の負債及び純資産の部合計というものがございます。この金額は何かと申しますと、この社会福祉法人を運営するにあたりまして集めてきたお金です。例えば建物を建てていただいたり、土地を取得したりですとか、そういったもののために集めてきたお金の合計です。その中に、負債の部のところ、負債の部合計です。それから、純資産の部合計というのがございます。これが何を意味しているのかと申しますと、純資産の部というのは集めてきたお金の中であっても返さなくていいお金に当てはまります。どういったものがあるかといいますと、基本金ですとか補助金であるとか、過年度のお金の余ったものです。保育料から経費を引いていただいて残ったもの、全然返さなくていいお金の合計でございます。これから返済すべき金額、もしくは出ていく可能性のある金額が負債です。このことから何が言えるかと申しますと、集めてきたお金の中で返さなくていいお金、この社会福祉法人のものですね、返さなくていいものだけで約96%の金額を持って事業を運営されておられますので、ほぼ無借金の状態の経営となっております。簡単に言いますと借金が重たくて事業が大変であるということからは遠く離れている状態であるということで、資金調達に関しましても問題の無い調達をされていると、この数字を見て思われれます。

次に3つ目のポイントですけど、固定資産というものがございます。これは何かと申しますと、項目がずらっと並んでおりますけど建物とか土地といった大きな投資です。運営していただくための投資、まさに事業を運営する上で取得していただいている固定資産が表示されているものでございます。この固定資産と申しますのが、もうお金を投資していただいておりますので、これが現金として帰ってくるには専門的な言葉になりますが減価償却というものを通じないとお金が帰ってこない物になりま

すので、長期間資金が眠っている状態です。これに対して先ほど見ていただいた純資産、返さなくていいお金がございますので、この返さなくていいお金として集めました金額の中でこの長期間お金が返ってこない物に投資をしていただいていますので、この分から申しますと固定資産については、返さなくていいお金の内で調達していただいていると考えていただいても大丈夫かなと思います。例えば建物の借り入れの返済のためにこの社会福祉法人の経営状態が悪くなるといったことはない、この数字を見れば読み取れるのではないかと思います。

以上、安定性というものを見ていただいたのですが、続きまして整備資金の確保ということで前の方に書いていただいているのですが、様式6をご覧になってください。様式6としまして、このチェックポイントのところにも整備資金が確保できているのかということと、2つ目の運転資金が確保できているのかというポイントがございますが、2つともこの所を書いておりますので、これをご説明させていただきたいと思います。4月の運転資金を仮に1千万と考えます。運転資金に関しては牧野保育園の流動資産から借受け、新園の運営費が入り安定してきた段階で返金する。運転資金については牧野保育園から1千万を借り受けて、それを以て当初の資金にされるとおっしゃっておられます。それについて私、考えさせていただいたのですが、先ほど見ていただいた貸借対照表のところで流動資産、すぐお金になる部分がありますので、もし今回1千万引き出していただいても十分に残っておりますので、上島会の基盤はぶれないと、1点目はそう思います。運転資金として保育料というのは月々入ってくるものだと思いますので、皆さんの人件費であったりとか、はじめに設備として何かを買っていただいたりとか、そういう金額だと思いますが、これが1千万で足りるのであれば問題はないと思われま。

2点目ですが、施設整備に必要とする資金を仮に4千万と仮定し、補助金により半額が賄えると設定し、残り2千万に関しては、大阪府法人指導課に許可を得て、牧野保育園の修繕積立金を取り崩し資金とします、とございます。まず2千万取り崩せるかどうかというのは私、わからない所ですけれども、この上島会さんの直近のところで修繕積立金としては留保されております。その他積立金の中に修繕積立金というものがありますので、確かに今お持ちだとは思いますが、それ以外にも保育所施設整備積立金として資金は留保していただいているのですが、先ほどご質問させていただいたとおり、新しい園をしたいがために、本当は建て替えなどをしなければならないのに、30年経っているけどもったいないから潰さなくてもいいじゃないかとおっしゃっているのではないかと、ということについては私では判断しかねるところでございます。資金的には持っていらっしゃるので取り崩していけるのであれば資金的にも問題はないと思われま。

まず全体をとおして申しあげられるのは3年間、これから判断していただくこれまでの3年間ですね、で見ましたら一般の営利の株式会社などであれば素晴らしい数値的な指標をとっていただいておりますので、安定性としては申し分ないと私は考えております。以上でございます、何かご質問等ありましたらよろしくお願ひします。

座 長：ありがとうございます。大変分かり易くご説明いただきました。何か委員さんの中でお尋ねがあればおっしゃってください。

事務局：先ほど委員のご説明の中で、様式6の部分ですね、この中で牧野保育園の修繕積立金を取り崩すと記載されているところで、取り崩すことができるのかについてはご存じないということでした。これにつきましては法人の裁量で無制限に取り崩せるという訳ではないのですが、この中に記載しておりますように大阪府の法人指導課に許可を得てとあります。一定の条件を満たすことが必要になるのですが、その上で大阪府と事前に協議をして承諾を得られれば取り崩すことは可能となっております。

座 長：よろしいでしょうか。他に何かございますか。

委 員：それではもし、大阪府の法人指導課が取り崩せないとなったとき。これは、指導はどちらに転ぶか分からないというものなのでしょうか。

事務局：取り崩せるかどうかの基準については、大阪府が恣意的に判断するのではなくて、運営上で例えば苦情解決について第三者委員を置いているかどうかとか、そういったところで判断していきますので、後で出てきますがこの園は第三者委員も置いているようですので、そういった部分から行くとまず大丈夫だろうと思われそうです。

委 員：仮に積立金を取り崩せないという場合には、どこから資金を持ってくることになりますか。

事務局：これについては、本部会計はあまりお金がないと思いますので、やはりお金の出所は牧野保育園の会計ということになりますけれども、上の運転資金と同様に流動資産から借り受けるという方法も考えられます。

座 長：はい、他にございませんか。他の関連もありますので、前に進んでいただいたらと思いますが、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。それでは次お願いします。

事務局：それでは大きな項目の2. 保育所運営に関する事項に移ってまいります。

番号5の確認事項でございますが、保育理念が児童福祉法等の趣旨を踏まえ、適切なものとなっているかという点についてご審査いただきたいと思っております。資料といたしましては、青枠の様式4でございます。赤枠の5番、様式4の一番初めの保育理念についてをご覧いただけますでしょうか。「子ども一人ひとりを大切にし、保護者からも信頼され、地域に愛される保育園をめざす。社会福祉法人 上島会の運営する保

育園は、児童福祉法に基づき「保育に欠ける」乳幼児の保育を行うのが、保育にあたっては子どもの人権や主体性を尊重し、児童の最善の幸福のために日夜、保護者や地域社会と力を合わせ、児童の福祉を積極的に増進し、あわせて地域における家族援助を行う。なお、児童の福祉を積極的に進めるために職員は、豊かな愛情をもって接し、児童の処遇向上のための知識の修得と技術の向上に努める。また、家族援助のために常に社会性と良識に磨きをかけ相互に啓発するものである。」とされております。

座 長：何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか、でしたら次お願いしたいと思います。

事務局：番号6でございますが、こちら確認事項でございまして、確認していただく内容は、保育所運営方針が、保育所設置目的を踏まえ、適切なものとなっているかという点でございます。確認していただく資料でございますが青枠の様式3でございます。もしくは赤枠のインデックスの6番をご覧くださいませでしょうか。先ほどご説明させていただいたものと同じものがございます。

座 長：よろしいでしょうか、先ほども見ていただいたところですが、それでは次お願いします。

事務局：番号7に移らせていただきます。確認事項でございまして、90人定員となっているか。ただし、平成26年4月1日までに120人定員となっているかという点でございます。青枠の様式4(2)の項目になります。保育所定員について、現行、平成25年4月1日、平成26年4月1日の定員がそれぞれ歳児別に記載されております。この中で「平成26年4月1日現在の定員が120人、前年の平成25年4月1日現在の定員が90人」となっておりますので、要件を満たしているということが確認していただけるかと思っております。なお、こちらの採点につきましては、確認ができましたら1点というだけの項目となっております。

座 長：まあこれは数字の問題ですので、何かご質問ございますか。

委 員：これ数字は出ているのですが、増築してからの振り分けとかはどこかで出るので、部屋の使い方とか、ただ単に数字が大きくなっていて0歳児が9人から12人とか増えているのですが、スペース的には大丈夫でしょうか。

事務局：そうですね、書類だけでは詳細が分かりませんので、今の件につきましてはプレゼンテーションの際にご確認いただければと思います。

座 長：他によろしいでしょうか。

事務局：事務局の方で、今の意見をまとめさせていただきまして、プレゼンテーションの際に事務局の方から確認させていただきたいと思います。

座長：それでは次に移らせていただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。それではお願いします。

事務局：続きまして8番の項目です。こちらは提案事項でございます。審査していただく内容ですが、0、1、2歳で定員の4割を超えるとともに、地域の待機児童等の動向を踏まえた設定となっているかというところでございます。ご確認いただくのは先ほどと同じ個所でございます。定員設定の考え方というのが下の方に記載されております。「平成25年度は、現在の定員を継承します。平成26年度より120名定員への移行は、現在の地域の需要を考え、なるべく多くの乳児を受け入れるために乳児の定員を20名増やします。」ということで0歳から2歳までの定員で51名になります。全体の定員に対する割合で示させていただくと42.5%になっております。ですから提案項目の4割を超えているということがご確認できるかと思います。

座長：はい、何かお尋ねございませんか。よろしいでしょうか、それでは次お願いします。

事務局：はい、続きまして番号9の項目でございます。こちらは確認事項でございます、確認していただく内容は、開所時間は7時から19時となっているかという点でございます。資料といたしましては様式4(3)でございます。開所時間について、「平成25年度に関しては、現行の午前7時～午後7時の保育時間を維持したいと考えております。子どもにとっても保育環境が変わる中での1時間の延長は、負担が大きいと思われるので、最初は現行を維持し、保護者ニーズと職員配置や保育環境(おやつ等)を話し合っ、検討します。」ということでございます。なお、こちらにつきましてはただいまの項目の内容で下の10番の提案事項でございますが、ニーズがあれば、19時を超える延長保育が提案されているか、という項目もあわせての採点をお願いできればと思いますので、よろしくをお願いします。

座長：何かお尋ねありますでしょうか。よろしいでしょうか、それでは次お願いします。

事務局：11番でございます。確認事項といたしまして、保育所休所日は日・祝・年末年始のみとされているかという点でございます。こちら、休所日が日・祝・年末年始だけとされているかという点だけをご確認いただくもので、採点についても1点のみでございます。確認いただく資料は同じページの一番下(4)、保育所休所日についてという箇所でございます。「保育所の休所日は、日・祝・年末年始(12月30日から1月4日まで)とします。」とされています。

座 長：はい、よろしいでしょうか。あればまた手を挙げていただいたら結構ですので、それでは次をお願いします。

事務局：12 番の項目でございます。こちら確認事項でございまして、独立行政法人スポーツ振興センター給付制度に加入を予定しているかという内容でございます。様式4の(5)保険制度への加入についてという欄でございます。「独立行政法人日本スポーツ振興センターに加入します。社会福祉施設・事業者総合保障制度に加入します。」となっています。補足説明といたしまして、社会福祉施設・事業者総合保障制度でございますが、こちらは施設利用者への損害賠償責任や、災害見舞金等を補償している制度でございまして、施設の不備や職員のミスによってケガをされたとかいうときに補償金が下りるとか、園内で偶発的な事故が起こった時に見舞金の下りという制度でございます。

座 長：はい、何かあれば。それでは次に行ってよろしいでしょうか、お願いします。

事務局：続きまして13番の項目でございます。こちら確認事項でございまして、確認していただく内容は、災害訓練、消防訓練等の実施が予定されており、不法侵入者対策や各種マニュアル整備されているかという点でございます。様式4(6)危機管理体制及び安全対策についてという項目でございます。「1. マニュアル『危険予防編』『安全管理編』の職員研修を行います。」こちらは参考といたしまして、資料の一番最後、青枠でa及びbと示した資料が添付されております。各種マニュアルとしましてaをご覧くださいませでしょうか。危機予防編ということでケガや事故の予防・対応についてまとめられたマニュアルでございます。次に青枠のbをご覧くださいませでしょうか。こちらは安全管理編ということでマニュアルをまとめられております。なお、その中でbの青色の付箋を付けさせていただいているところに危機管理のための配慮といった項目がございます。あわせて青枠のcをご覧くださいませでしょうか。防災編として防災訓練についてマニュアルを整備されています。さらに青枠のdとしてアレルギー対応についてのマニュアルがございます。参考資料として、こういったマニュアルを添付させていただいております。それでは、様式4の(6)に戻っていただきまして、2番目の項目でございます。「不審者対策といたしまして防犯カメラを設置します。3. なるべく多くの保護者に「よい子ネット」に登録していただき、緊急時の連絡体制を構築します。」なお、このよい子ネットにつきましては、私立保育園で保護者との連絡用のネットワークのシステムを構築されておられますので、そういったシステムに登録していただければということです。また、「4. 避難訓練を月1回・総合訓練を年1回実施いたします。」とされています。

座 長：リスクマネジメント、安全管理についてのことでございますが、何かございますか。

委員：この前の震災の時には携帯電話もつながらない状態が続いていたと聞いたのですが、このネットに登録して連絡体制を構築されてもその通信手段がこの前のように使えないとなったら意味がないと思うのですが。

事務局：そういった点につきましては、公立保育所も含めてすべての保育所や施設について、今年の3月11日に東日本大震災がありましたので、今指摘されたように緊急時の連絡体制をどう確保するかというのは、全ての施設についての課題であると言えます。そのことを受けて大阪府も各市町村、施設に震災後の防災対策あるいは危機管理体制をどうしていくのか、今までやっていたことでは不十分ではないか、見直しをしないといけないのではないかとといった指摘をいただいている部分もあります。それで今、公立保育所も含めてそれぞれで、どこまでやっているかというのは差があるかもしれませんが考えているところだと思いますので、この点につきましてもプレゼンテーションで確認をしていただければと思います。

座長：はい、他にございませんか。

委員：このマニュアル、立派なのがあるのですが、いつごろ作成されたものかお伺いしたいです。

事務局：具体的にそこまで書かれておりませんので、これもあわせてプレゼンテーションで確認していくようにしたいと思います。

座長：よろしいですか、はいどうぞ。

委員：この4番の避難訓練を月1回とっておられますけど、全園児でこの忙しいのに月1回の日程は取れるのでしょうか。

事務局：月1回は公立保育所でも必ず取っています。お休みの子がいる場合は、それも平常の保育と考えて実施させていただいております。ですから、おそらく月1回で計画を立てて実施されると思います。

委員：防犯カメラを設置しますとのことですが、今、現施設には防犯カメラは設置されているのでしょうか。

事務局：防犯カメラは設置されておりません。

委員：ということは、これは新規の提案ということになるのですね。

事務局：そうですね。

座 長：はい、他にございますか。はい、どうぞ。

委 員：危険予防編の職員研修というのが、どういう頻度でどういう方を対象にされているのかということをお聞きしたいのですが。例えば、入ってきたときだけやりますとか。

座 長：それも、園内研修であるとか、外部の研修でされているのかといった事も色々あると思いますので、それもプレゼンテーションの時に聞いていただけたらと思います。はい、他にございませんでしょうか。それでは次お願いしたいと思います。

事務局：それでは 14 番の項目でございます。こちらも確認事項でございまして、ご確認いただく内容は、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置しているかという項目でございます。なお、この 14 番の項目とその下の 15 番の項目、こちらも確認事項でございますが、苦情解決に係る第三者委員の設置を予定しているか、この 2 つの項目については、様式 4 (5) 苦情対応についての欄をご覧くださいませでしょうか。「苦情解決責任者および苦情受付担当者を設置致します。第三者委員も配置し苦情や要望に対し誠意をもって対応します。牧野保育園では、第三者委員を地域の民生委員にお願いしております。」なお、参考といたしまして、後ろの方の緑の付箋の箇所をご覧くださいませでしょうか。現在の牧野保育園で苦情・相談窓口の設置について保護者に説明されている資料が添付されております。

座 長：何かご質問ございませんでしょうか。それでは、次お願いします。

事務局：番号 16 に移ります。こちらも確認事項でございまして、大阪府の監査結果を受け、その後の改善措置が講じられているかといった点でございます。確認していただく資料につきましては提出資料の 14、青枠インデックス 10 番をご覧くださいませでしょうか。こちらは大阪府の方から平成 22 年 1 月に実施した指導監査の結果ということで社会福祉法人上島会に通知されたものです。実際の指導内容といたしましては、指導監査改善報告書ということで表になっておりますが、項目といたしましては法人運営関係の項目としまして指導内容が情報公開についてとあります。なお、こちらにつきましては、右側の改善状況というところで改善時期または改善予定時期という欄がございますが、平成 22 年 3 月 2 日改善済みということで報告されております。続きまして、牧野保育園の施設運営に関する項目といたしまして、指導内容が 1. 職員研修について、2. 職員に関する各規程の届出について、3. 旅費の支給についてになっております。また次のページに 4. 超過勤務手当について、5. 保育指導計画について、6. 一斉休園について、7. 給食関係書類についてと施設運営の項目では計 7

項目の指導を受けておられます。改善予定時期につきましては、例えば1番の職員研修につきましては、平成22年3月18日実施予定と報告されていますが、これは3月16日に報告書を大阪府に提出している関係上、予定とされておりますが予定の項目につきましては、事務局の方から園に確認させていただきまして全て改善済みとの回答を得ております。さらに最後になりますが改善報告書の4ページ、項目としては会計関係で指導内容が1. 有価証券について、2. 役員の実費弁償について、3. 徴収金についてと3項目の指導を受けておられます。こちらも改善時期または改善予定時期ということで、全て改善済みと確認しております。

座長：監査結果の文書を見せていただいたのですが、何かございますか。

はい、それでは次お願いします。何かありましたら最後にまたお聞きいただいたら結構です。

事務局：続きまして大きな項目の3番、保育内容等に関する事項に移ります。17番の確認事項でございます。保育課程、指導計画を作成し、計画に基づき保育を行うこととされているかという点でございます。資料につきましては、様式4の2ページでございます。赤枠インデックス17番、保育内容についてという項目をご覧くださいませでしょうか。「保育内容は、保育所保育指針を基本とし、保育課程や指導計画を作成し実施いたします。小倉保育所の現在の保育内容を踏襲したうえで、牧野保育園の良いところや好評な内容について、保護者会とも話し合いながら取り入れて行きたいと思っております。」とされています。なお、参考としまして牧野保育園の入園のしおりが添付されています。青枠インデックス12番でございます。しおりの中に牧野保育園の保育内容と、歳児別の保育内容が書かれておりますので、ご参照いただければと思います。

なお、18番の項目でございますが、提案事項といたしまして、今ご覧いただきました同じ個所で、子どもの状況や発達過程を踏まえ、創意工夫を行っているかといった点もあわせてご確認いただければと思いますのでよろしく願いいたします。

座長：何かございますか。

よろしいでしょうか、それでは続きをお願いします。

事務局：19番の項目でございます。確認事項といたしまして、障害児保育に取り組んでいるか、こちらについては20番の提案事項もあわせてご確認をお願いします。提案事項といたしましては、障害児保育に係る人材配置や研修及び適切な環境整備が提案されているかといった点でございます。確認していただく資料でございますが資料4(2)障害児保育についての欄でございます。「障害児保育は実施致します。牧野保育園では、現在3名の障害児保育を行っており、その園児の発達に合わせ個別に担当保育士を配置し、家庭とも連絡を密にとり、より良い方向に発達が促されるよう、クラス・

主任・園長で会議を行い保育を進めていきます。また、関係機関との連絡も行います。」とされています。

座 長：はい、なにかご質問ございますでしょうか。それでは次お願いします。

事務局：続いて 20 番の項目でございます。確認事項といたしまして、アレルギー対応について除去食や代替食等配慮されているかという点でございます。こちらの確認は (3) のところで行っていただくことになりますので、ご覧いただけますでしょうか。食物アレルギーの児童に関しては、除去食、代替食にて対応致します。基本は、現行の小倉保育所の対応に沿っておこないます。参考として牧野保育園マニュアルを添付 (13-d) 致します。先ほど災害マニュアルのところでご確認いただきました、青枠の d のマニュアルの内容でございます。

座 長：よろしいでしょうか。後ろに資料がついていますけれども。それでは、次お願いします。

事務局：22 番でございますが確認事項といたしまして、内科健診、ぎょう虫、尿検査が年 2 回以上、歯科健診が年 1 回以上予定されているかといった点でございます。こちらの確認といたしましては、様式 4 (3) 健康診断についてをご覧ください。「健康診断は、内科健診、ぎょう虫検査及び尿検査を年 2 回、歯科健診を年 1 回実施し保護者へ報告致します。」とされています。

座 長：よろしいですか。それでは次お願いします。

事務局：それでは 23 番です。確認事項といたしまして、地域子育て支援事業、例といたしまして枚方市安心子育て応援事業等が予定されているかという項目でございます。こちらは (5) 地域子育て支援等事業の実施についてという項目でございます。「地域子育て支援事業は実地いたします。牧野保育園では現在、一時・特定保育の実施・5～8 カ月ふれあい・1 才の誕生会・絵本の貸出・(1・2 歳児) の保育所体験・(0～1.5 歳児) のアンパンマンサークル・1.5 才児以上の子育て広場・保育相談など行いたくさんの地域の親子に参加して頂いています。小倉保育所の現在の地域支援を踏襲しつつ、より良い支援目指し行っていきます。」とされています。

座 長：はい、よろしいですか。それでは次お願いします。

事務局：それでは 24 番の項目です、こちらは提案事項でございます。上記の事業の他、園行事、給食、児童の健康管理等について、独自の企画提案がなされているかという点でございます。その内容の確認といたしましては、様式 4 (8) になります。「園行事

に関しては、要望書を読む限り現在の行事を残してほしい意見が多くをしめ、また子どもたちも、「来年はあんなことが出来るんやなー」と楽しみにしていると思いますので引き継いでいきます。内容に関しては、保育士たちが考える色々な方法なども話し合いながら取り入れて行きます。牧野保育園では、体育・音楽・英語の外部講師を依頼し、子どもたちも喜び、また保育士の質の向上にも役立っています。子どもたちに様々な経験を得られる機会を与えて行きたいと思います。小倉保育所の設定保育時間（牧野保育園は、3歳児の11月より夏季を除いて午睡なし）を考慮し、様子を見ながら少しずつ取り入れていきたいと思っています。午睡に関しては、現在のまま続けていきます。給食に関しては、現在の枚方市のメニューの対応も可能ですし、様々なメニュー（麺類や混ぜご飯など）を取り入れることができる3歳児以上の完全給食にも保護者と話し合いながら取り組みます。離乳食に関しては、初期・中期・後期と保護者と連絡を密にとり進めて行きます。食育に関しても積極的に取り組み、園内での栽培やクッキング保育にも取り組んでいきます。児童の健康管理に関しては、保護者からの児童の状況や登園時のこどもの状況を確認し保育時間中も子どもの変化に配慮致します。0・1歳児は、日々定期的に検温を行い平穩時の体温を把握し、速やかな対応を行います。」とされています。

座長：その他の事項ですね、独自の提案がなされているかという。何かございますか。

委員：今の牧野保育園での体育・音楽・英語の取り組みについては、別にお金を取られているのでしょうか。保育料だけでいけているのでしょうか。

事務局：それについては、ここにある資料だけでは分かりませんが、園によっては一部お金を出しているところもありますし、全面的に園が負担して講師に来てもらってやっているところもあります。今回出されている資料だけでは入園のしおりを見ましても負担金の記載はないので、これもまたプレゼンテーションの際に確認をさせていただきたいと思います。

委員：参考として年間の必要額を載せさせていただきますということで、入所のしおりの11ページに載っています。

事務局：ここには先ほどの、体育・音楽・英語、これについての負担金というのは書かれていないですが、それ以外の部分での負担金は色々あるみたいですが、やはり詳しくはプレゼンで確認するのが確実かと思います。

事務局：補足ですが、今の小倉保育所の保育内容を引き継いで頂くというのが前提条件になりますので、新たに費用が発生する場合は必ず保護者の方と話をさせていただいて、理解を得た上でないといけないと考えていただければと思いますので、よろしくお願

いします。

座 長：よろしいですか、それでは次お願いします。

事務局：続きまして 25 番の項目でございます。確認事項といたしまして、福祉サービス第三者評価を受ける予定となっているかという点でございます。こちらは様式 4 (6) の民営化後の第三者評価についてという項目をご覧くださいませでしょうか。「福祉サービスの第三者評価を一年以内に受審し、その結果を踏まえて改善していきます。牧野保育園では、今年 2 月に受審し、2 回目の受審を 12 月に控えております。受審を決めた後、マニュアル作成に取り組み職員全員で研修を重ね、約 1 年かかりましたが、より良い保育を目指すよい機会になりました。小倉保育所の現在のマニュアルを踏襲しながら、整備していきます。また、保護者アンケートの内容を真摯に受け止め、より良い施設を目指します。」とされています。こちらは第三者評価を受ける予定になっているかどうかということで、受けるか受けないかの確認の審査になります。

座 長：何かありませんでしょうか。それでは次お願いします。

事務局：26 番目の項目でございます。こちらは提案事項でございまして、職員の研修について積極的に取り組んでいるかといった点をご確認いただけます。資料 4 (7) の保育の質の向上についてという欄をご覧くださいませでしょうか。「保育士の研修計画を作成し、保育士の資質向上に取り組みます。園内研修や会議を定期的に行い、経験に応じた外部研修にも参加致します。また小倉保育所に沿った保育マニュアルを作成し、職員全員に周知するよう、全員で作成や研修を行っていきます。」とされています。

座 長：よろしいでしょうか、それでは次お願いします。

事務局：4. 職員体制に関する事項に移ります。27、28 につきましてはプレゼンテーションを伴う内容となっておりますので、別紙 7 に履歴書を付けさせていただいておりますが、次回のプレゼンテーションの時のご参考にしていただければと思いますので、本日は割愛させていただきます。

続いて 29 番の確認事項になります。保育士配置基準は国基準を遵守し、1 歳児については 5 : 1 としているか。内容については 5 : 1 になっているかということを確認いただけますので、採点については 1 点のみの項目となります。ご確認ください。資料は様式 4 の 5 ページになります。3 (1) 保育士配置についてをご覧くださいませでしょうか。「保育士の配置は、国基準を順守し、1 歳児に対しては 5 人に対し保育士 1 人以上の配置を行います。加配制度利用の児童に関しては、特定の保育士を配置しその子どもに適した保育を保護者や関係機関と連絡を密に取りながら進めて

行きます。また年度当初の子どもの不安定期やクラスの状況を鑑み、適宜保育士を配置致します。平成 25・26 年度当初に関しては、環境の変化を考慮し 2 名の保育士を加配します。」とされています。

座 長：いかがでしょうか。

委 員：加配制度利用の児童というのは、どういったことなんでしょうか。

事務局：障害のある子どものことです。

座 長：よろしいでしょうか、では次お願いします。

事務局：30 番でございます。確認事項といたしまして、保育士の年齢及び経験年数に配慮した構成となっているか、小倉保育所に勤務している枚方市の臨時職員等が移管後の保育所で就労を希望する場合は、その採用を予定しているかといった点でございます。確認していただく資料といたしましては (2) 保育士の採用及び構成について、「保育士の採用は、現臨時職員が採用を希望する場合は、適性を確かめ採用致します。職員構成は、年齢が偏らないよう考慮しながら、経験年数が 3 年以下を 3 名程度、7 年以下を 7 名程度とそれ以上の経験者で構成されるよう努力いたします。」とされています。

座 長：ありがとうございます。如何でしょうか。

よろしいでしょうか、はい、次お願いします。

事務局：31 番の項目です。確認事項といたしまして、看護師の配置を予定しているか、こちらも看護師の配置を予定しているかどうかということをご確認いただきますので、1 点のみの配点となっております。資料といたしましては (3) 看護師の配置についてをご覧いただきたいと思います。「看護師は常勤看護師を 1 名配置いたします。」とされています。

座 長：はい、これについては質問もないと思いますので、次お願いします。

事務局：32 番の提案事項でございます。病児・病後児保育事業の体調不良児対応型の実施を予定しているかという点でございます。事業についての補足説明といたしまして、保育中に微熱を出すなど体調不良になったお子さんをお迎えが来るまで緊急的な対応を図る事業でございます。確認していただく資料といたしましては、先ほどの一つ下になります。「保育園で熱が発生し、保護者がお迎えに来る間、こどもが安定した状態で待ってられる場合は、保健室にて看護師と共にお待ちします。基本的には、

こどもにとってもなるべく早いお迎えをお願い致しますが、仕事の都合などですぐに来られない場合は、看護師や事務室の先生が看護してお待ちします。」とされています。

座 長：何かありますでしょうか。それでは次お願いします。

事務局：33 番の確認事項になります。公正採用選考人権啓発推進員の設置予定はあるかという内容でございます。こちらにつきましては先ほどの一つ下になります。「施設長予定者を公正採用選考人権啓発推進員とし、また人権研修の参加にも努める。」とされています。

座 長：よろしいですか、では次お願いします。

事務局：続きまして5. 引継ぎに関する事項に移ります。34 番の確認事項でございます。必要に応じ保護者説明会の開催が予定されているかといった内容になります。様式4の6ページになります。4. 引き継ぎ等についての(1)保護者説明会の開催についてをご覧ください。「枚方市と合同で保護者説明会を、決定後は速やかに行います。また必要に応じ随時開催いたします。」とされています。

座 長：何かございますか、よろしいですか。それでは次お願いします。

事務局：35 番の確認事項になります。三者懇談会の設置が予定されているかといった点でございます。資料といたしましては、先ほどの一つ下の欄になります。「保護者代表、法人、枚方市の三者で構成する三者懇談会を移管前及び移管後の各1年間設置し、必要に応じて懇談を行います。また、1年間以降も三者が必要とした場合は継続をします。以後も必要に応じ保護者代表との理解を深めるために行っていきます。」とされています。

座 長：よろしいですか、それでは次お願いします。

事務局：36 番の確認事項でございます。保育所名やクラス名を引き継ぐこととしているかという点でございます。確認していただく資料といたしましては、7ページ(1)保育所名及びクラス名についてをご覧ください。「保育所名は、『小倉保育園』と考えております。子ども園への移行による名称の変更もあると思われませんが、小倉の名前は残していきます。クラス名は、現在の名称をそのまま引き継いでいきます。」とされています。

座 長：何かございますか、よろしいでしょうか。それでは次お願いします。

事務局：37番でございます。37番は3つの確認事項で構成されております。1つ目は1年前より年中行事等の参加を予定しているか、2つ目は共同保育期間中の職員体制が確保されているか、3つ目は共同保育期間中に個人懇談会が予定されているかという3点でございます。確認していただく内容は6ページ(3)になります。「移管1年前から、施設長予定者と保育主任予定者は、随時小倉保育所を訪問し保育内容の確認を行う。行事に関しては担任予定者の当日参加も含めた引き継ぎをおこなう。また、当初は担当保育士になるかは、未定ですが牧野保育園の保育士も1名程度と思われませんが参加させて頂きたいと思えます。平成25年1月より3ヶ月間共同保育を実施し各クラスに保育士を派遣します。また看護師、調理員も共同保育期間中に随時引き継ぎを行っていく。クラス担任予定者は、共同保育期間中に保護者・現担任と三者懇談を行い子どもの情報を確実に受け継ぐ。保護者一同の提言書の中の12月初旬の保育参加までには、出来る限り担当職員をきめて参加するよう努力します。」とされています。

座長：ここも確認事項ですが、いかがでしょうか。では次お願いします。

事務局：38番の確認事項になります。運営移管後、市職員による民営化後の保育の確認に協力的であるかという点でございます。先ほど確認いただいた一つ下になります。「移管後、枚方市職員が保育内容等の確認のために訪問する場合は、協力致します。」とされています。

座長：よろしいでしょうか。それでは次お願いします。

事務局：次の39番につきましても確認事項でございますが、プレゼンテーションの内容でご確認いただきますので、本日は割愛させていただきます。続きまして大きな6番の保護者等への対応に関する事項でございます。40番の確認事項といたしまして、保護者及び地域への対応について誠意が感じられるかという内容でございます。7ページ(2)の欄でございます。「園の運営に当たっては保護者や地域に対して誠意をもって対応します。地域から愛される保育園を目指し地域の子育て支援や行事に積極的に参加します。牧野保育園では、5才児が地域の老人施設との交流・小学校校区祭り文化祭への鼓隊での参加や中学校のi・愛フェスタには、和太鼓での参加をしております。音楽活動などは、近隣の理解も必要となりますので地域との連絡も密にとりたいと思えます。民生委員や主任児童委員が園での活動に参加して頂けるようなことが出来れば、うれしいと思えます。また、ご家庭と保育園が互いに理解し、信用していかなければ子どもの発育に大きな影響を及ぼします。保護者からも信頼される保育所作りを目指します。」とされています。

座長：いかがでしょうか。よろしいですか、それでは次お願いします。

事務局：41 番の確認事項になります。現行より負担が増えることはないかという点でございます。先ほどの下の欄をご覧くださいと思います。「保護者の負担金は、現在より増えないように致します。ただし、新たなサービスの実施の対価として負担を求める場合は、事前に保護者への説明をおこない、理解を得たうえで実施致します。」とされています。

座 長：よろしいでしょうか。それでは次お願いします。

事務局：42 番の確認事項になります。保護者の保育所見学に対し、協力的であるかという点でございます。先ほどの一つ下の欄をご覧ください。現在運営している保育園の見学は、出来る限りご協力致します。以上でございます。

座 長：はい、よろしいでしょうか。それでは次お願いします。

事務局：大きな7番の保育所整備計画に関する事項でございます。43番の確認事項でございます。児童福祉施設最低基準等の関係法令を順守した整備計画となっているかという点でございます。こちらにつきましては、増築ということでございますので、増築していただく場所や渡り廊下、プールの設備といった市が提示しています条件が整っているかといった点をご確認いただきたいと思いますのでよろしく申し上げます。青枠の様式5をご覧くださいませでしょうか。「配置計画に関しては、増築建物の配置イメージ図を参照し設置致します。渡り廊下を設置し、既存建物とのスムーズな移動が図れるようにし、また雨天時の対応のために屋根を設置致します。最近では、新建材などによりシックハウス症候群なども問題化されており、室内の材料は、十分注意して選択いたします。建築に伴い一時的に撤去するプール設備に関しては、保育室整備後に機能を回復致します。建築時期は、プールの使用や園庭の工事車両の進入も考慮し、工事期間との兼ね合いもありますが、運動会終了後、速やかに着工致します。整備にあたっては安全対策を図り、関係法令および枚方市と協議を行い、条例などを順守致します。」

参考までに様式9をご覧ください。様式9の43番の項目です。そこに提案内容が「施設最低基準等の関係法令を順守した整備計画を枚方市とも打ち合わせの上実施していきます。」という内容になっております。

座 長：いかがでしょうか。それでは次お願いします。

事務局：44番の項目でございます。提案事項といたしまして、子どもの視点に立った施設整備、安全確保が提案されているかという点で、先ほどの様式5の中でそういった点が提案されているかという事をご確認いただければと思いますので、よろしくお願

します。

座 長：よろしいでしょうか。では、お願いします。

事務局：45 番の確認事項になります。自動車での送迎に対する安全対策として、朝・夕の送迎時に警備員を配置することが予定されているかという点でございます。様式4の8 ページ (5) をご覧いただけますでしょうか。「警備員の配置に関しては、平日の朝 8:00~9:30 夕方 4:30~6:00 の間警備員を1名配置致します。その後、現状および定員増に伴い必要とする場合は、必要に応じ改善していきます。」とされています。

座 長：よろしいですか。それでは次お願いします。

事務局：最後の46番でございます。提案事項といたしまして、路上駐車対策として、定員増などにより自動車利用者が増加し、園の駐車場で対応できない場合は、近隣の駐車場を借り上げなどが提案されているかといった項目でございます。様式4の一番下の項目でございます。「自動車利用者が増加し、園の駐車場で対応できない場合は、近隣駐車場に空きがあれば、必要に応じて近隣駐車場の借り上げをします。保護者会とも打ち合わせを行い、なるべく短い時間での送迎の励行や方法、また行事等の車両に関しては、登録制（遠距離優先等）の方法を提示し、互いに意見を交換し、路上駐車地域に迷惑をかけないように努めます。」とされています。

座 長：いかがでしょうか。これで全文に目を通していただいたと思います。ここでの質問というのは、またプレゼンで尋ねることになる事も多いと思います。ここで事務局に聞いていただいても、なかなか答えられない部分が多いと思いますので、質問につきましてはそのプレゼンの折に直接聞いていただくことを中心にしたいと思いますがよろしいでしょうか。そういうことで今から点数を入れていただくわけですが、先ほど言われたプレゼンの部分ですね、27番、28番それから39番。これは、今日は点数は入らないですね。

事務局：はい。

座 長：それ以外を入れていただくということになりますので、よろしくお願いします。

事務局：採点が終わられた方がいらっしゃいましたら、事務局の方でいただきまして仮集計をさせていただきます。

(選考審査表<仮審査用>回収、仮集計)

事務局：それでは仮集計をしている間、少しお時間がありますので、その間に事務連絡と資料の説明をさせていただきます。1点目が前回の会議の今後のスケジュールの中で保育所の見学会を予定させていただきましたが、11月24日の1日もしくは翌日の25日の午前中、木曜日と金曜日になりますが、この中で見学をご希望の委員がおられましたら日程を調整させていただきたいと思っております。

(日程調整)

また、本日お配りさせていただきました資料5の説明をさせていただきたいと思っておりますので、資料5をご覧くださいませでしょうか。こちらは次回12月18日に朝9時からになりますがプレゼンテーションを行う予定になっておりますので、そのご確認です。場所は別館4階の特別会議室で予定しております。プレゼンテーションの方法といたしましては、その下に表でまとめさせていただいていますが、まず法人のプレゼンテーションとして予定時間は15分程度、ご確認いただく内容ですけれども1つ目が応募の動機・目的について、2つめに代表者及び施設長の法人及び保育所運営に係る考え方について、先ほどご確認できなかった27番、28番に当たる項目でございませ。さらに3つ目といたしまして保育の質の向上や職員の育成についてご確認していただきたいと思っております。4番目に小倉保育所の引き継ぎについての考え方をご確認していただきたいと思っております。これは先ほどの39番に該当する項目でございませ。最後に5番といたしまして保育所整備についてご確認していただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。この説明が終わりました後、法人への質疑・応答といたしまして30分程度を予定しております。プレゼンテーションの内容や書類審査でのご不明な点について、先ほどご質問いただきました内容について事務局の方からご確認させていただきます。

当日、追加でご質問等がございましたら、委員の皆様からもご質問していただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。その後、仮審査といたしまして10分程度、再度、本日採点していただけなかつた点について採点していただきたいと思っております。プレゼンテーションの大まかな流れといたしましては、以上の内容で進めてまいりたいと思っております。その次に3番目にプレゼンテーション当日の全体のスケジュールの案ということで時間配分の目安としてまとめさせていただいております。9時に集まっていただきまして会議の日程や審査手順について再度ご確認していただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。その後プレゼンテーションを実施させていただきますして約45分間の時間を予定しております。その後仮審査をしていただきまして、約10分の休憩をいただき、その間に事務局の方で仮集計の集計表を作成させていただきたいと思っております。休憩後、10時20分ごろを予定しておりますが、選考審査集計表(仮集計)を基に意見交換をしていただきたいと思っております。その後、本審査をいたしまして本審査表に採点をしていただき、その

結果を結果集計という形でまとめさせていただいて、あわせて報告書に記載する付帯意見のとりまとめもしていただけたらと思っております。そうしたことを踏まえて、法人選考結果と評価についてという形に集約させていただいて、最終的には市長への報告についてということで報告書をまとめていきたいと思っております。この間 12 時半ごろに閉会ということで予定をしておりますが、審議の進行によってはもう少し時間がかかってしまうことも予測されますので、目安ということでお願いしたいと思っております。仮に審議の方が少し長引いてしまった場合は、12 時の段階で 1 時間程度の休憩をとっていただけたらと思っておりますので、よろしく申し上げます。

座 長：ただいま、事務局から資料 5 についてプレゼンテーションの説明がありましたが、この件について、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

事務局：仮集計の方が少しかかっておりますので、すみませんがしばらく休憩ということにさせていただきますと思います。申し訳ございません。

(暫時休憩)

事務局：それでは、集計が終わりましたので、仮集計表と仮審査表をお配りします。

また、この後、委員の皆様には仮集計表に基づき意見交換を行っていただきますが、意見交換後、先ほど採点いただいた仮審査表をご変更していただくことは可能ですので、よろしく申し上げます。

座 長：それでは、集計結果について委員の皆様からのご意見をお聴きします。

意見交換の中で、採点を変更される場合は、適宜、仮審査表を修正してください。また、直接、法人に確認したい点等がありましたら、ご意見をお願いします。事務局で意見等を取りまとめて、次回に、まとめて事務局から確認していただきます。何かご意見ございませんか。

先ほどの資料 2 のところ、もう少し説明をお願いしたいのですが、案 1 で皆さん賛同いただいたということですが、ここの数字の 47 の方を取るのでしょうか。

事務局：この仮集計表の見方ですけども、素点は今付けていただいた点数の合計ですので、資料 2 の中で言いますと基準点は 47 点になります。また、仮集計表の一番下に割合 (%) という欄があるかと思えます。こちらが 100 点換算させていただいた場合の数値になります。ですから 100 点換算の場合は基準点が 50 点と先ほどご確認いただいたかと思えますが、今の時点での点数と比較して見ていただけたらと思えます。

座 長：ということは、これに先ほど空欄になっていました 27、28、39 ですか、これが加算されるということですね。

事務局：はい、そうです。

座 長：数字の確認をさせていただきましたが、他に何かありましたらお願いしたいと思
います。よろしいでしょうか、それでは本日はこれで終了したいと思います
ますが、皆さん長時間お疲れさまでした。事務局から何かございますか。

事務局：本日は、長時間になりお疲れ様でした。委員の皆様の仮審査表、仮集計表につ
きましては、次回の選考会議まで事務局で保管させていただきますので、机の上に置
いたままをお願いします。また、法人からの提出書類につきましても、そのままお願
いいたします。

なお、仮集計表作成以後の採点の反映につきましては、次回、プレゼンテーション
後に、あらためて、仮集計を行いますので、その時にご確認をお願いいたします。

座 長：それでは、本日の予定は終了しました。次回の選考会議は、12月18日
ですので、よろしくをお願いします。本日はどうもありがとうございました。